漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第4条第21号に規定するかご漁業いかかご漁業につき、熊本県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第1号及び有共 第21号共同漁業権 漁場内	別記1のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出 目、大島町、増永、一 部、蔵満に住所を有す る者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第3号及び同第 21号共同漁業権漁 場内	別記2のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名郡長洲町に住所 を有する者
		场 的				2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 4 号共同漁業 権漁場内	12月15日から 翌年5月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖 洲、扇崎に住所を有す る者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第 4 号及び有共 第 21 号共同漁業権 漁場内	別記3のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖 洲、扇崎に住所を有す る者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第6号及び有共 第21号共同漁業権	別記4のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市滑石に住所を 有する者
		漁場内				2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第7号及び有共 第21号共同漁業権 漁場内	別記5のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 玉名市大浜町に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第8号共同漁業権漁場内	12月15日から翌年5月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 玉名市横島町に住所を有する 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記6のとおり	別記6のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市横島町に住所 を有する
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 9 号及び有共 第 21 号共同漁業権	別記7のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区河内町に 住所を有する者
		漁場内				2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 9 号共同漁業 権漁場内	12月15日から 翌年5月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 1 熊本市西区河内町に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 11 号、同第 12 号及び有共第 21	別記8のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 小島、小島下町に住所 を有する者
		号共同漁業権漁場内				2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第 11 号及び同 第 21 号共同漁業権 漁場内	別記9のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区小島、小島 下町に住所を有する 者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 12 号及び有 共第 21 号共同漁業	別記 10 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区沖新町に 住所を有する者
		権漁場内				2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 13 号及び有 共第 21 号共同漁業 権漁場内	別記 11 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 1 熊本市南区畠口町に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 15 号及び有 共第 21 号共同漁業 権漁場内	別記 12 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市南区海路口町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第 15 号共同漁 業権漁場内	12月15日から 翌年5月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市南区海路口町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 15 号及び有 共第 21 号共同漁業 権漁場内	別記 12 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇土市住吉町、網津町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 19 号及び有 共第 21 号共同漁業 権漁場内	別記 13 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 14 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 宇城市三角町に住所を有する 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	火共第1号共同漁業 権漁場内	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市鏡町北新地、宝 出、鏡、野崎、内田に 住所を有する者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 15 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市に住所を有す る者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	火共第2号共同漁業 権漁場内	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市に住所を有す る者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	火共第 3 号共同漁業 権漁場内田浦地先	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 芦北町大字田浦町、大 字海浦、大字小田浦、 大字井牟田に住所を 有する者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	火共第4号及び同第 7号共同漁業権漁場 内	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 水俣市に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 16 のとおり	別記 16 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 上天草市大矢野町上、中に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 17 のとおり	別記 17 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 上天草市大矢野町上、 登立に住所を有する者 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 18 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 上天草市大矢野町維和に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 19 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市大矢野町維和に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 20 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市松島町阿村 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 21 のとおり	別記 22 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 天草市有明町楠甫に 住所を有する者 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 22 のとおり	別記 23 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市松島町合津 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 23 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 上天草市姫戸町に住 所を有する者 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 24 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町高 戸に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 25 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 上天草市龍ヶ岳町樋 島に住所を有する者 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 26 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町大 道に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 27 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 上天草市龍ヶ岳町大 道に住所を有する者 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 28 のとおり	別記 28 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町大浦、須 子、赤崎、上津浦に住 所を有する者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 29 のとおり	別記 29 のとおり	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町大島子 に住所を有する者
						2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 30 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 天草市下浦町に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 31 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市河浦町宮野河 内に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 32 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 天草市倉岳町宮田、棚底に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 33 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 天草市栖本町に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 36 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 37 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市御所浦町御所 浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 38 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市御所浦町御所 浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

別記1

操業時期

有共第1号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記2

操業時期

有共第3号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記3

操業時期

有共第4号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

操業時期

有共第6号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内 : 12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内 : 12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで別記 5

操業時期

有共第7号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記6

操業区域及び操業時期

操業区域	操業時期
有共第8号共同漁業権漁場内	12月15日から5月31日まで
以下の区域、ただし有共第 21 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場内 は除く。	12月15日から翌年4月5日まで

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域、及び、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びクを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点有第5号(玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ)

基点 2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界)

基点3 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))

- ア 基点 1 と熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 93 度 28 分、1,831.5 メートルのところ
- イ 基点 1 と熊本市熊ノ岳 (二ノ岳) 山頂を見通した線から基点 1 を基点として右 93 度 28 分、2,692.6 メートルのところ
- ウ 基点 2 から真方位 240 度 50 分 35.2 秒、6,860.1 メートルのところ
- エ 基点3から真方位245度7分44.6秒、8,164.6メートルのところ
- オ 基点3から真方位260度53分45.3秒、4,501.0メートルのところ
- カ 基点 2 から真方位 201 度 31 分 28 秒、3,800.2 メートルのところ

- キ 基点 2 から真方位 222 度 16 分 57.2 秒、2.766.4 メートルのところ
- ク 基点 3 から真方位 258 度 20 分 21.1 秒、4.364.9 メートルのところ
- ケ 基点 3 から真方位 243 度 32 分 48.2 秒、8,085.4 メートルのところ
- コ タから真方位 228 度 48 分 8.6 秒、3.228.3 メートルのところ
- サ 基点 3 から真方位 215 度 32 分 45.3 秒、8.501.2 メートルのところ
- シ 基点 3 から真方位 212 度 20 分 14.1 秒、8.705.9 メートルのところ
- ス 基点 3 から真方位 179 度 31 分 18.7 秒、5,318.5 メートルのところ
- セ 基点 3 から真方位 201 度 11 分 9.2 秒、4.140.4 メートルのところ
- ソ 基点 3 から真方位 245 度 44 分 41 秒、3.909 メートルのところ
- タ 基点 3 から真方位 229 度 4 分 33.6 秒、4,768.3 メートルのところ

操業時期

有共第9号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記8

操業時期

有共第11号及び同第12号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記9

操業時期

有共第 11 号共同漁業権漁場内: 12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

操業時期

有共第12号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記 11

操業時期

有共第13号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記 12

操業時期

有共第 15 号共同漁業権漁場内: 12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年5月31日まで 宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第21号共同漁業権漁場内:12月15日から翌年6月30日まで

別記 13

操業時期

操業区域	操業時期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から翌年6月30日まで

ただし有共第19号及び同第21号共同漁業権漁場内に限る。

操業区域

甲、ア、イ、ウ、エ、オ、乙を順次に結んだ線及びカ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 熊本県漁場基点火第25号(字城市不知火町亀崎と同町永尾との境界「通称二本松」)
- 乙 熊本県漁場基点火第7号(宇城市三角町戸馳島片島灯台)
- ア 甲と上益城郡甲佐岳山頂を見通した線から甲を基点として東南へ72度15分、636メートルのところ
- イ アから上天草市維和島南端を見通した線と宇城市三角町船津と同町大岳の境界から八代市大島南端を見通した線とが交わるところ
- ウ エと八代市大島南端を結んだ線の中央点
- エ 乙と八代市弁天島山頂を見通した線から乙を基点として南西へ2度32分、663メートルのところ
- オ 乙と八代市弁天島山頂を見通した線から乙を基点として南西へ65度32分、181メートルのところ
- 力 字城市三角町戸馳本村大崎
- キ 宇城市三角町金桁崎

別記 15

操業区域

不知火海

ただし、火共第2号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬(只崎)と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の区域。
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首を見通した延長線以西の区域。 ただし、1の区域を除く。

操業区域	操業期間
1 天草有明海の天共第1号共同漁業権漁場内。2 上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という) 串崎鼻から同町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12月1日から翌年6月30日まで
3 天草市五和町(以下、「五和町」という) 亀島北端から上天草市松島町(以下、「松島町」という) 高杢島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12月16日から翌年6月30日まで
4 天草有明海及び下記の区域。 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び3 の海域を除く。 記 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第1 号共同漁業権漁場内 大矢野町中地先)。 ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。 基点1 大矢野町中と大矢野町上との境界点 基点2 熊本県漁場基点天第84号(松島町高杢島北西端) 基点3 熊本県漁場基点天第64号(松島町船人島北端) 基点4 熊本県漁場基点天第54号(大矢野町上大戸ノ鼻南端) 基点5 大矢野町中と大矢野町登立との境界点 ア 基点1から五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点1から4,500メートルのところ イ 基点2と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ ウ 基点2と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点2を基点として右へ352度30分、720メートルのところ エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点 オ 松島町永浦島市端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点	1月1日から 6月30日まで

- カ 基点3から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ
- キ 基点3から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ
- ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ
- ケ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点
- コ 横島北端より真方位90度、180メートルのところ
- サ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ
- シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ

	操業区域	操業期間
1 2	天草有明海の天共第1号共同漁業権漁場内 上天草市大矢野町串崎鼻から同町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12月1日から 翌年6月30日まで
3	天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杢島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線 における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12月16日から 翌年6月30日まで
4	天草有明海 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内,2及び3の海域を除く。	1月1日から 6月30日まで

操業区域 (不知火海)

次の1及び2の区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬(只崎)と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし1の区域を除く。

別記 19

操業区域

次の1及び2の区域

- 1 次の①及び②の区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- ① 葦北郡芦北町御立岬(只崎)と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海。
- ② 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし①の区域を除く。

2 大矢野町維和地先

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点火第5号(宇城市三角町(以下、「三角町」という)戸馳大崎の鼻)

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号(上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という)大潟塔ノ崎東端)

基点3 熊本県漁場基点天第54号(大矢野町上大戸ノ鼻南端)

基点 4 熊本県漁場基点火第7号(三角町戸馳島灯台)

- ア 基点1と三角町寺島灯標を見通した線から基点1を基点として右へ292度40分、181メートルのところ
- イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ
- ウ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ
- エ 横島北端より真方位90度、180メートルのところ
- オ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点
- カ 基点3から上天草市松島町(以下、「松島町という」)船人島北端を見通した線上、基点3から900メートルのところ
- キ 基点3から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点3から720メートルのところ
- ク 基点3と松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点3を基点として右へ344度20分、540メートルのところ
- ケ 基点3と八代市小築島北東端を見通した線から基点3を基点として右へ8度14分、900メートルのところ
- コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ
- サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ
- シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

操業区域 (阿村東地先)

次の基点1、ア、イ、ウ、基点3を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点1 上天草市松島町(以下、「松島町」という)と上天草市姫戸町との海岸線における境界
- 基点 2 上天草市大矢野町上大戸鼻南端
- 基点3 松島町下大戸鼻灯台
- ア 基点1から八代市黒島山頂を見通した線上、基点1から2,400メートルのところ
- イ 基点2と八代市小築島北東端を見通した線から基点2を基点として右へ8度14分、900メートルのところ
- ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

操業区域(松楠地先)

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

- 基点1 天草市有明町(以下、「有明町」という)楠甫と有明町大浦との境界
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号 (有明町飛龍島北端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第84号(上天草市松島町(以下、「松島町」という)高杢島北西端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 64 号(松島町船人島北端)
- 基点 5 松島町合津と松島町阿村との境界点の位置
- ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ
- イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ
- ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ
- エ 有明町竜崎から真方位42度、900メートルのところ
- オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ
- カ 基点2と上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という)湯島東端を見通した線から基点2を基点として右へ19度58分、900メートルのところ
- キ 基点3と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点3を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ
- ク 基点3と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点3を基点として右へ352度30分、720メートルのところ
- ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点
- コ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- サ 基点 4 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 4 から 540 メートルのところ
- シ 基点 4 から真方位 275 度、360 メートルのところ
- ス 松島町前島北端から真方位 10 度、54 メートルのところ
- セ 松島町前島東端から90度、90メートルのところ
- ソ 基点 5 から真方位 310 度、200 メートルのところ
- タ 松島町教良木園部新地樋門中央
- チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ242度の線が対岸と交わるところ

別記 22

操業区域	操業期間
天草有明海 1 天草有明海の天共第3号共同漁業権漁場内 2 上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という) 串崎鼻から大矢野町 野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海 ただし、共同漁業権漁場内を除く	12月1日から 翌年6月30日まで
3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杢島山頂を見通した線 以南と天草市有明町(以下、「有明町」という)赤崎と有明町上津浦と の海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線 以南によって囲まれた天草有明海 ただし、共同漁業権漁場内を除く	12月16日から 翌年6月30日まで
4 天草有明海 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2及び3の海域を除く	1月1日から 6月30日まで

操業区域(姫戸地先・不知火海)

次の1及び2の区域

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第 12 号共同漁業権漁場内姫戸地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬(只崎)と上天草市姫戸町(以下、「姫戸町」という)小島を結んだ線以北の不知火海
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という)琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海 ただし、1の区域を除く
- 基点1 熊本県漁場基点天第242号(龍ヶ岳町と姫戸町との海岸線における境界)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号(姫戸町舟揚島東端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号(姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界)
- ア 基点1と姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ
- イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、龍ヶ岳町黒島北端から 1,000 メートルのところ
- ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1.800 メートルのところ
- エ 基点3から八代市黒島山頂を見通した線上、基点3から2,400メートルのところ

操業区域(高戸地先)

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号 (天草市御所浦町嵐口崎北端)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号(上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)と上天草市姫戸町(以下、「姫戸町」という。)との海岸線における境界)
- 基点3 熊本県漁場基点天第233号(龍ヶ岳町網代鼻南端)
- ア 龍ヶ岳町松が鼻南端(松が鼻灯台)
- イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わるところ
- ウ 基点1と龍ヶ岳町椚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分、2,370メートルのところ
- エ 基点3と与一ヶ浦港防波場灯台を見通した線から基点3を基点として右へ254度25分、3.928メートルのところ
- オ 龍ヶ岳町椚島南東端と龍ヶ岳町桶島最近部との中央点
- カ 龍ヶ岳町椚島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ
- キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位90度、90メートルのところ
- ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ
- ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位340度、540メートルのところ
- コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ
- サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ
- シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

操業区域 (桶島地先)

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号(上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)と同市姫戸町(以下、「姫戸町」という。)との海岸線における 境界)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第236号(龍ヶ岳町樋島南端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号 (龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端)
- ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3.928 メートルのところ
- イ 基点3と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ325度8分、1,500メートルのところ
- ウ 基点3と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ27度5分、1,500メートルのところ
- エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ
- オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ
- カ 基点1と姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ
- キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から980メートルのところ
- ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位340度、540メートルのところ
- ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ
- コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位90度、90メートルのところ
- サ 龍ヶ岳町椚島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ
- シ 龍ヶ岳町椚島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

操業区域(大道地先·不知火海)

次の1及び2の区域。

ただし、基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第 12 号共同漁業権漁場内 大道地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬(只崎)と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海。
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という)琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし、1の区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点天第227号(龍ヶ岳町切支丹鼻南端)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号 (龍ヶ岳町ダテク島南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という)猿子島北西端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号(御所浦町横浦島北端)
- 基点 5 能本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号 (龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号 (龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)
- 基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町困窮島北端)
- 基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)
- 基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号(御所浦町嵐口崎北端)
- ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界
- イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ
- ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ
- エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ
- オ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1.100メートルのところ
- カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ
- キ 基点 2 と大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- ク 基点8から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点8から270メートルのところ
- ケ 基点8から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点8から180メートルのところ
- コ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分、450メートルのところ
- サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ
- シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- セ 基点 5 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるところ
- タ 龍ヶ岳町松が鼻南端(松が鼻灯台)
- チ 基点 10 と龍ヶ岳町椚島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ5度 15分、2,370 メートルのところ

操業区域 (大道地先)

基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号(上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。) 切支丹鼻南端)

- 基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号 (龍ヶ岳町ダテク島南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)猿子島北西端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号 (御所浦町横浦島北端)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点 6 熊本県漁場基点天第229号(龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号(龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)
- 基点 8 能本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町闲窮島北端)
- 基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)
- 基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号(天草市御所浦町嵐口崎北端)
- ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界
- イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ
- ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ
- エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ
- オ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1.100メートルのところ
- カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ
- キ 基点 2 と大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- ク 基点8から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点8から270メートルのところ
- ケ 基点8から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点8から180メートルのところ
- コ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分、450メートルのところ
- サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ
- シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- セ 基点 5 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるところ
- タ 龍ヶ岳町松が鼻南端(松が鼻灯台)
- チ 基点 10 と龍ヶ岳町椚島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ5度 15分、2,370 メートルのところ

別記 28

	操業区域	操業期間
	1 天草有明海の天共第 4 号共同漁業権漁場内。 2 上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という。) 串崎鼻から大矢野町野 釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 1 日から 翌年6月30日まで
天 草 有 明 海	3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杢島山頂を見通した線以南と天草市有明町(以下、「有明町」という。) 赤崎と有明町上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 16 日から 翌年6月30日まで
1144	4 天草有明海。ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び3 の海域を除く。	1 月 1 日から 6 月 30 日まで

別記 29

	操業区域	操業期間
	1 天草有明海の天共第 5 号共同漁業権漁場内。 2 上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という) 串崎鼻から大矢 野町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 1 日から 翌年6月30日まで
天草有明海	3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杢島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 16 日から 翌年6月30日まで
114	4 天草有明海。ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。	1 月 1 日から 6 月 30 日まで

操業区域(天共第10号共同漁業権漁場内旧本渡市地先)

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点2を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市楠浦町(以下、「楠浦町」という。)と天草市新和町(以下、「新和町」という。)との海岸線における境界 基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号(天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界(船瀬鼻南端))

- ア 基点1から真方位105度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点1と対岸との中央点
- イ 楠浦町観音東端から樫浦西の鼻を見通した線上、観音東端と樫浦西の鼻との中央点
- ウ 樫浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ
- エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ
- オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ
- カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ
- ク 楠浦町大門港記念碑
- ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

操業区域 (宮野河内地先)

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点 1 天草市新和町(以下、「新和町」という。)と天草市河浦町(以下、「河浦町」という。)との海岸線における境界
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号 (新和町二本木丸瀬鼻南端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号 (河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号 (河浦町上的島灯台)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号(天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)
- ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ
- イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ
- ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ1 度 40 分、2.000 メートルのところ
- エ 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10分、1,800メートルのところ
- オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ
- カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上的島西端を見通した線とが 交わるところ

操業区域 (倉岳地先)

次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ線及びカと基点1を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点 1 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)切支丹鼻南端)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号 (龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第232号(龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)
- ア 天草市倉岳町(以下、「倉岳町」という。)と天草市栖本町との海岸線における境界
- イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1.700 メートルのところ
- ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ
- エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ
- オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界
- カ 龍ヶ岳町横島北端

操業区域 (栖本地先)

次の基点1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号 (天草市下浦町と天草市栖本町 (以下、「栖本町」という。) との海岸線における境界 (船瀬鼻南端))

- ア 基点1から天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ
- イ 天草市倉岳町(以下、「倉岳町」という。)阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ
- ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

操業区域(嵐口)

操業区域(御所浦地先・不知火海)

次の1及び2の区域

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域(天共第 13 号共同漁業権漁場内御所浦地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬(只崎)と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海。
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という)琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし、1の区域を除く。
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号(天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という)田の尻川河口中央)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 410 号 (御所浦町大浦ウサギ鼻突端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第263号(御所浦町ノサバ崎南西端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号 (龍ヶ岳町ダテク島南端)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町困窮島北端)
- 基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号 (御所浦町猿子島北西端)
- 基点 7 熊本県漁場基点天第229号(龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号(御所浦町横浦島北端)
- 基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)
- 基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)

基点 11 御所浦町大岩

- ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ
- イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ
- ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ
- エ 基点3と獅子島木崎鼻を見通した線から基点3を基点として右へ339度23分、1,100メートルのところ
- オ 鹿児島県出水郡長島町タグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ
- カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ
- キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町(以下、「新和町」という)惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から1,100メートルのところ
- ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ
- ケ 基点4から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点4から1.100メートルのところ
- コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ
- サ 基点 4 と大通越を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ
- ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ
- セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ
- ソ 基点7から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点7から900メートルのところ

- タ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ354度30分、360メートルのところ
- チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- テ 基点 11 から真方位 0 度 (真北)、460 メートルのところ

操業区域(御所浦地先)

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点 1 熊本県漁場基点天第265号(天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)田の尻川河口中央)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 410 号(御所浦町大浦ウサギ鼻突端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 263 号 (御所浦町ノサバ崎南西端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第219の1号(上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)ダテク島南端)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町困窮島北端)
- 基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号 (御所浦町猿子島北西端)
- 基点 7 熊本県漁場基点天第 229 号 (龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号 (御所浦町横浦島北端)
- 基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)
- 基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)

基点 11 御所浦町大岩

- ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ
- イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ
- ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ
- エ 基点3と獅子島木崎鼻を見通した線から基点3を基点として右へ339度23分、1,100メートルのところ
- オ 鹿児島県出水郡長島町タグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ
- カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ
- キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町(以下、「新和町」という。) 惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1.100 メートルのところ
- ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から1,100メートルのところ
- ケ 基点4から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点4から1.100メートルのところ
- コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ
- サ 基点 4 と大通越を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ
- ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ
- セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ
- ソ 基点7から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点7から900メートルのところ
- タ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ354度30分、360メートルのところ
- チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- テ 基点 11 から真方位 0 度 (真北)、460 メートルのところ